



指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定について(通知)

平成19年3月7日
 広島県福祉保健部長
 (障害者支援室)

次の医療機関等について、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関(障害者自立支援法施行令〔平成18年政令第10号〕第1条第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)に指定されました。

担当 地域生活支援グループ 電話 082 513 3156(ダイヤルイン)(担当者 串畑)

指定自立支援医療機関(精神通院)

指 定 年 月 日	保険医療機関名称	郵便番号	所 在 地	標 榜 して いる 診 療 科 目	医師の氏名	電話番号
平成19年 1月1日	市立三次中央病院	728 8502	三次市東酒屋町531	小児科、脳神経外科	川本 行彦	0824 65 0101
平成19年 2月1日	今村クリニック	731 1533	山県郡北広島町有田1532	内科・心療内科	今村 展隆	0826 72 7701
平成19年 1月1日	医療法人社団神田会 木曽病院	722 0016	尾道市神田町2 24	内科・胃腸科・神経内 科・精神科・心療内科	木曽 昭彦	0848 23 5858
平成19年 2月1日	医療法人社団恵宣会 竹原病院	725 0012	竹原市下野町650	精神科	塚野 健	0846 22 0963
平成19年 1月1日	医療法人社団千和会 ほそや内科クリニック	726 0012	府中市中須町1694	内科・消化器科・ 小児科	細谷 茂衛	0847 40 0780
平成19年 2月1日	医療法人社団友和会 友和病院	738 0202	廿日市市峠字下ヶ原500	精神科・神経科	末田 格	0829 74 0688
平成19年 1月1日	医療法人社団二山会 宗近病院	739 0024	東広島市西条町御園宇 703	精神科	富永 春夫	082 423 2726
平成19年 3月1日	医療法人社団八木診療所	722 0342	尾道市御調町大田3	内科	八木 徹	0848 76 2255
平成19年 1月1日	医療法人社団陽正会 寺岡記念病院	729 3103	福山市新市町大字新市37	脳神経外科	竹信 敦充	0847 52 3140
平成19年 2月1日	医療法人仁康会 港町クリニック	723 0017	三原市港町三丁目19 6	精神科・神経科・ 内科	小野 恵子	0848 62 1711
平成19年 2月1日	医療法人吉原胃腸科外科	722 0062	尾道市向東町8681 1	心療内科・神経科 ・胃腸科	吉原 久司	0848 45 0007
平成19年 1月1日	公立世羅中央病院	722 1112	世羅郡世羅町本郷918 3	内科・神経内科・小 児科・脳神経外科	片岡 雅明	0847 22 1127
平成19年 2月1日	公立みつぎ総合病院	722 0393	尾道市御調町市124	精神科	松井 俊樹	0848 76 1111
平成19年 2月1日	総合病院三原赤十字病院	723 0011	三原市東町二丁目7 1	小児科	平本 啓	0848 64 8111
平成19年 2月1日	庄原市国民健康保険総領 診療所	729 3703	庄原市総領町下領家71	内科	田中 未央	0824 88 2611

指 定 年 月 日	保険医療機関名称	郵便番号	所 在 地	標 榜 して いる 診 療 科 目	医師の氏名	電話番号
平成19年 2月1日	千代田病院	731 1535	山県郡北広島町今田3860	精神科・神経科・ 内科	瀬川 芳久	0826 72 6511
平成19年 2月1日	信岡医院	726 0004	府中市府川町133	精神科	信岡 齋生	0847 45 0550
平成19年 2月1日	廿日市野村病院	738 0034	廿日市市宮内字佐原田 4209 2	神経内科・精神科	野村昭太郎	0829 38 2111
平成19年 1月1日	早川クリニック	737 0111	呉市広大大二丁目7 4	心療内科・精神科 ・内科	早川 浩	0823 76 6007
平成18年 12月1日	東福山内科病院	721 0941	福山市引野町北二丁目22 16	神経内科	大友登志子	084 943 8880
平成18年 12月1日	広島県立総合精神保健福 祉センター	731 4311	安芸郡坂町北新地二丁目 3 77	精神科・神経科	横田 則夫	082 884 1051
平成18年 12月1日	フジタクリニック	720 2124	福山市神辺町川南3162 1	心療内科・精神科	藤田 博久	084 963 6848
平成19年 2月1日	府中市立湯が丘病院	729 3423	府中市上下町矢野100	精神科	仲地 律雄	0847 62 2238

(地域医療課)

「医療安全管理指針のモデル」改訂版お知らせ

日本医師会 常任理事 木 下 勝 之

平成14年8月、日本医師会は改正医療法の施行を前に、病院、診療所が医療安全対策を推進する上での参考に資することを目的に「医療安全管理指針」の病院向けと診療所向けのふたつのモデルを作成した。そして、平成19年4月、第5次医療法改定が施行され、これまで施行規則で規定されていた医療安全に係る事項が、法律の条文で明記されることになった。あわせて、病院、有床診療所に義務づけられる。さらに、「指針」に盛り込むべき事項も追加されている。

このような状況から、今回の改正に対して、従来の二つのモデルを一部改訂するとともに、無床診療所用のモデルを作成した。各医療機関が指針を策定する際にご参考ください。

日本医師会ホームページのURLからもダウンロード可能。

(日本医師会 患者の安全確保対策室 安全対策マニュアルダウンロード・リンクのURL)

<http://www.med.or.jp/anzen/index/manual.html>

日本医師会雑誌5月号に掲載予定。

本指針で使用する「医療安全推進者」とは、

医療安全管理に必要な知識および技能を有する職員である。病院長の指名により、本院全体の医療安全管理を中心的に担当する者であって、選任、兼任の別を問わない。診療報酬の「医療安全対策加算」の施設基準に規定する「医療安全管理者」とは限らない。

(医事法制課)

厚生労働省第二共済組合員証の無効について

平成19年 3月14日

東広発共第19号

厚生労働省第二共済組合
東広島医療センター所属所長

標記について、下記組合員証を紛失した旨届出がありましたので、紛失日以降無効にいたしました。よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

紛失した組合員証	組合員証	記号番号	61403441
交付年月日	平成17年 9月26日	有効期限	平成22年 9月30日
紛失年月日	平成19年 3月13日		

(保険医療課)

廿日市市国民健康保険被保険者証の無効について(通知)

平成19年 3月14日

廿日市市

平成19年 3月 1日付け廿日市市告示第20号により、下記再交付日以前に交付した被保険者証を無効としましたので通知します。

- | | | | |
|-----------|---|--------------|----------|
| 1 保険者番号 | 340281 | 2 被保険者の記号・番号 | 00025259 |
| 3 再交付年月日 | 平成19年 2月16日 | | |
| 4 無効告示の理由 | 偽りその他不正な行為によって、保険給付を受けるために使用されるおそれがあるため | | |

平成19年 3月19日

廿日市市

平成19年 3月19日付け廿日市市告示第36号により、下記再交付日以前に交付した被保険者証を無効としましたので通知します。

- | | | | |
|-----------|---|--------------|----------|
| 1 保険者番号 | 340281 | 2 被保険者の記号・番号 | 06022651 |
| 3 再交付年月日 | 平成19年 3月16日 | | |
| 4 無効告示の理由 | 偽りその他不正な行為によって、保険給付を受けるために使用されるおそれがあるため | | |

このことに関する問合せ 廿日市市 福祉保健部 保険課 国保年金係
電話:(0829)20 0001

(保険医療課)

タミフル服用後の異常行動について

(緊急安全性情報の発出の指示)

平成19年3月20日

厚生労働省

医薬食品局安全対策課

対応

(1) 厚生労働省

中外製薬株式会社に対し、添付文書の改訂「緊急安全性情報」の作成及び医療機関等への配布を指示した。

(2) 中外製薬株式会社

ア 「緊急安全性情報」を配布し、下記イの添付文書の改訂内容を医療機関等に対し、速やかに伝達する。

イ 添付文書の改訂内容

「」、」 現行の警告欄の記載を次のように変更しあわせて使用上の注意を整備する。

【タミフルカプセル75】

1. 本剤の使用にあたっては、本剤の必要性を慎重に検討すること。

2. 10歳以上の未成年の患者においては因果関係は不明であるものの本剤の服用後に異常行動を発現し、転落等の事故に至った例が報告されている。このため、この年代の患者には、合併症、既往歴等からハイリスク患者と判断される場合を除いては、原則として本剤の使用を差し控えること。

また、小児・未成年者については、万が一の事故を防止するための予防的な対応として、本剤による治療が開始された後は、①異常行動の発現のおそれがあること、②自宅において療養を行う場合、少なくとも2日間、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮することについて患者・家族に対し説明を行うこと。

なお、インフルエンザ脳症等によっても、同様の症状が現れるとの報告があるので、上記と同様の説明を行うこと。

3. インフルエンザウイルス感染症の予防の基本はワクチン療法であり、本剤の予防使用はワクチン療法に置き換わるものではない。

【タミフルドライシロップ3%】

1. 本剤の使用にあたっては、本剤の必要性を慎重に検討すること。

2. 10歳以上の未成年の患者においては因果関係は不明であるものの本剤の服用後に異常行動を発現し、転落等の事故に至った例が報告されている。このため、この年代の患者には、合併症、既往歴等からハイリスク患者と判断される場合を除いては、原則として本剤の使用を差し控えること。また、小児・未成年者については、万が一の事故を防止するための予防的な対応として、本剤による治療が開始された後は、①異常行動の発現のおそれがあること、②自宅において療養を行う場合、少なくとも2日間、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮することについて患者・家族に対し説明を行うこと。

なお、インフルエンザ脳症等によっても、同様の症状が現れるとの報告があるので、上記と同様の説明を行うこと。

3. 本剤の予防効能での使用は推奨されていない。

【参考：製造販売業者照会先】

中外製薬株式会社 医薬情報センター TEL 0120 189 706

(照会先)

医薬食品局安全対策課 TEL 03 5253 1111 内線2749

(地域医療課)